

太田市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第25号

太田市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則
太田市ふれあいセンター条例施行規則（平成17年太田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「規定により」の次に「、又は太田市生涯学習センター条例施行規則(平成17年太田市教育委員会規則第29号)第6条の規定により」を加える。

様式第1号から様式第3号までを次のとおり改める。

様式第2号 (第5条、第6条関係)

ふれあいセンター利用許可書兼減免承認書 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 年 月 日 </div> 様 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ふれあいセンター館長 印 </div> 次のとおり利用を許可します。 <input type="checkbox"/> また、使用料の減免を承認します。					
利用目的 (会議等の名称)					
利用場所	人数	利用日	曜日	利用時間	使用料
		月 日		時 ~ 時	円
		月 日		時 ~ 時	
		月 日		時 ~ 時	
		月 日		時 ~ 時	
		月 日		時 ~ 時	
利用備品	名称		利用数量		備品使用料
					使用料合計
					減免額
					納付額
備考					
許可条件					

※ 利用状況が条例又は施行規則に適合しない場合は、利用許可を取り消すことがあります。

様式第3号 (第7条関係)

ふれあいセンター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) ふれあいセンター館長

団体名
申請者 住所
氏名 (印)
電話

次のとおりふれあいセンター使用料の還付を申請します。

還付を受けようとする期間	還付を受けようとする時間
年 月 日から 年 月 日まで	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

利 用 場 所		納付済額
利 用 目 的		円
利 用 備 品		
還付を受けようとする理由		還付申請額
		円

振 込 先	フリガナ											
	口座名義人											
	金融機関名	銀 行	本 店									
		信用金庫	支 店									
		信用組合	出張所									
労働金庫		本 所										
農 協		支 所										
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他 ()											
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">(店番号は記入しないでください)</p>											

※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、以下の委任状にご記入ください。

委任状

年 月 日

団体名
申請者 住所
(委任した人) 氏名 (印)

私は、還付金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

受取人 住所
(委任された人) 氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に改正前の様式により提出された施行日以後のセンターの利用に係る申請は、改正後の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号及び様式第2号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。